

令和6年6月21日

浦添市議会議長 殿

議会改革等に関する調査特別委員会
委員長 新垣 有太

議会改革等に関する調査特別委員会視察報告書

令和6年4月16日に、委員会視察を実施いたしましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 視察期間 令和6年4月16日（火）
- 2 視察場所 宜野湾市
- 3 視察項目 宜野湾市議会基本条例について
- 4 視察参加者
新垣 有太 金城 大輔 具志堅 興一 仲程 淳也
濱崎 早人 上原 聖也 下地 秀男 當間 左知子
儀間 光秀 仲村 直子
- 5 調査内容 別紙1のとおり

視察日	令和 6 年 4 月 16 日 (火)
視察先	<p>沖縄県宜野湾市</p> <p>人口 100,322 人 (令和 5 年 12 月末)</p> <p>市面積 19.80 km²</p> <p>議員定数 26 人</p>
視察市の概要	
<p>昭和37年(1962年)7月1日市政施行。沖縄県中南部の東シナ海に面し、北には北谷町、東には中城村、北東には北中城村、南東には西原町、南に浦添市と面している。宜野湾市に立地する沖縄国際大学と隣接する国立大学法人琉球大学との連携を中心とした国際学園都市としての地区形成や、西海岸地域においては、都市型リゾート機能を有したマリーナやビーチをはじめ、コンベンション施設、大型商業施設やリゾートホテルが立地するなど、観光リゾートエリアとしての機能も有しており、沖縄県内の中核的役割を担う都市として成長発展を遂げている。</p>	
調査項目	
●宜野湾市議会基本条例について	
調査理由	
<p>これまで本特別委員会において継続して協議している議会基本条例の制定について、第32回特別委員会で、那覇市議会や宜野湾市議会の議員を招聘し、条例が制定される前と後で何が変わったのか話を聞いてはどうかとの意見があり、その実施方法等についての検討含め正副委員長に一任することが決定された。それを踏まえて第33回の特別委員会で、那覇市議会基本条例及び宜野湾市議会基本条例について調査を行い、今後の参考としていくことを決定したことから行政視察を行った。</p>	
調査内容	
<p>●宜野湾市議会基本条例について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議会基本条例 制定の経緯、目的 2. 議会基本条例の概要 3. 条例制定によるメリット・デメリット 4. 制定前と制定後で何が変わったのか 5. 議会報告会について <ol style="list-style-type: none"> (1) 報告会の概要(どのように実施しているか) (2) 実施した当初と現在の状況について <p>※資料については議会事務局にて保管</p>	
考察	
<p style="text-align: center;">別紙 2、3 参照</p>	

・条例制定により透明性が向上したことや、総合計画のみではあるが議決事件の追加ができたこと、また、予算審査に必要な事前資料を求めることができたようになったことなど、議会としての機能は確実に向上していることがわかり、条例制定の必要性和重要性を改めて認識することができました。

議会報告会については、条例に盛り込むことで毎年開催することができていること。議会の透明性やなによりも市民との意見交換ができるようになり、質問の質もあがっているという実績を聞くことができた。ただ、議会事務局の負担は相当増えることも分かり、浦添市議会議員及び議会事務局職員全員が実施に向けて意識を統一することができれば実施していきたいと思いました。

・議会基本条例制定にあたり、定期的に全員協議会を開催し、条例制定の必要性の認識を共有していき、まずは、前文を作成し、条例案の中身は改選後の議員で作成、制定した。制定にあたっては、各種団体との意見交換や関係部署との意見交換を行った。市民に開かれた議会を目指すうえで、条例制定にあたっては、議員だけで議論するのではなく、広く市民の意見も参考にしながら進めていった。

質問の中で、議会報告会での問題点はないかとの問いがあったが、議会報告会の中で市民の意見を吸い上げ、市長への政策提言や申し送りをしていく政策形成サイクルが定着してきているとの事だった。

浦添市においては、条例制定についての議員全員の認識の違いがネックになっており、条例制定ありきの議論に慎重論もあるため、条例の中身の具体的な議論に踏み込めていない。宜野湾市議会のように、全員協議会などで条例制定の認識を深めていく必要を感じる。宜野湾市議会では、令和4年の条例改正で、災害時の対応の条文を追加している。浦添市においても、災害時の議会の対応の話はあがっているのので、そこから議論を展開していく事も考えられる。

・宜野湾市が議会基本条例の中で災害時の対応（第2章第4条）についていち早く取り入れたことは、本市としても業務継続計画と議員の政治倫理等を早めに作成するべき。地域での議会報告会への参加者も少なくなりつつあり、参加者増のために自治会だけに案内を配布するだけでなくスーパーや大型店舗等でチラシ配布を行った事は若者や主婦層への呼びかけはいいと思います。条例制定によるメリット・デメリットでデメリットはないとのことでしたが議会報告会へ市民の参加が同じ方が参加されていると思う。議会報告会ではなく地域懇談会として行った方が私は議員個人として地域や後援会に向け議会報告会を行っているの。条例制定はゴールではなく、議会改革の取組みの手段の認識はしています。制定前に市議会憲章をつくるのが先だと思います。最初から細かく作っていくと身動きが出来なくなり自分自身を縛りつけないか心配。

那覇市議会も同様なことが言える。メリットの処は十分に理解が出来るがデメリットが無いと返答がありましたがデメリットはある。その辺を解決しながら時間をかけて条例制定に繋げていけたら良いと思う。

・宜野湾市議会基本条例について、宜野湾市役所にて視察しました。

宜野湾市議会議長様、議会改革に関する調査特別委員会の議員の皆様、議会事務局の担当者の皆様にご説明頂き、制定の経緯、内容を学ぶことができました。同時に発言される皆様の表情も声も、前向きで取組に対する自信ある力強さを感じました。

特に、条例制定による「デメリットは、ないです。」とはっきりおっしゃっていたことが印象的でした。メリットは「市民の議会への関心が高まる」「市民の議会への期待度が高まる」「議会と議員は議会改革を、条例を根拠としてそこから網羅的に行える」「改選があっても一貫した方向性を継続する」「議会改革が醸成される」とのことでした。

そして、制定後の前後での変化については、議員の意識改革に繋がり、「改革の取組」「議会・議員の活動」「市民・市長の関係」について取組・行動・説明の根拠となっている。さらに年1回開催されている「議会報告及び市民との意見交換会」は、市民の意見を受け止め整理し、市長へ要望し市長からの回答を市民に報告する、と言う内容で、市民の意見を伺えるようになってきたとのこと。さらにこの会の改善を行い、市民の意見がきけるように取組んでいるとのことでした。

また、インターネットなど活用して市民の意見が3倍増加という、取組の効果も伺え

別紙 3

ました。

市民の期待に応じて、市民の声を受け止め、市会議員や市議会がどう対応するのか具体化を行って公表することで、市民の信頼を得ているということを学びました。5月に「議会報告及び市民との意見交換会」が予定されているとのことなので、実際に見聞し、浦添市における議会改革の参考にしたいと思いました。

